

健 康 福 祉 委 員 会 記 録

日 時	令和5年6月16日（金） 午前10時00分～午前11時35分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎橋口 幸生 ○桜田慎太郎 北村 和之 日下みや子 小松 幸子 助川 忠弘 鈴木 清丞 林 紗絵子 古川 隆史
委員外出席者	（傍聴） 武藤美津江
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長（加藤雅美） 健康医療部長（高橋裕之） 健康医療部理事（吉田みどり） 健康医療部理事（沖本由季） 健康医療部理事（小倉孝之） 健康医療部保健所長（田中央吾） 次長兼高齢者支援課長（宮本さなえ） 高齢者支援課副参事（吉田成利） 健康増進課長（浅野美穂子） 福祉部長（谷口恵子） 次長兼障害福祉課長（渡辺清一） 障害福祉課副参事（野村 聡） 福祉政策課長（虻川純子） 福祉政策課副参事（後藤能成） 生活支援課長（矢部裕美子） その他関係職員

午前 10 時開会

○委員長 ただいまから健康福祉委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には、当委員会室に傍聴者全員が入ることができません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、そうさせていただきます。

それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることといたします。当委員会室に入室できなかつた方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部をお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れののないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねてお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されておりますので、御注意ください。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際には、くれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

議案第1区分、議案第7号、令和5年度柏市一般会計補正予算当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○小松 それでは、質問させていただきます。電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金、1世帯当たり3万ということですが、家計が急変するときというふうな、そういった対象者に対する、そういったのがありますが、これはどのように判断してその家計が急変したというふうな、その対象者はどのように決められているのか教えてください。

○福祉政策課副参事 家計急変の世帯に関しては、こちらで特に事前に把握ができませんので、申請していただくこととなります。申請に当たって、一月分の収入が

分かる書類を出していただきまして、それを12掛けることで年間の非課税相当かどうかを判定して、給付かどうかを決めさせていただくこととなります。以上です。

○小松 今のお話だと、そういった該当するであろうという方が申請するということですが、その人たちが自分が申請できるのかどうかを情報というか、その把握するには知らないと思ってしまうんですけども、その辺はどのように周知されるのでしょうか。

○福祉政策課副参事 広報かしわで掲載するほか、あと柏市のホームページにも掲載させていただきます。あと、関連する低所得者向けの市役所の窓口なんかもありますので、そちらのほうにもチラシを配布をして周知に努めたいと思っています。以上です。

○小松 大体どれぐらいをその周知期間というか、どれぐらいの期間を設けて全体に周知される予定でしょうか。

○福祉政策課副参事 現時点の予定では、10月31日までを提出期限として考えております。以上です。

○小松 提出されてから、それからその3万円が給付されるに当たっての期間というか、すぐに支給されるものなのでしょうか。その辺を教えてください。

○福祉政策課副参事 審査にはやはり相応の時間がかかりますので、おおむね一月ぐらいかかるということで申請する方にはお知らせをしております。以上です。

○小松 大体対象者は何人ぐらいを予想されているのでしょうか。

○福祉政策課副参事 非課税世帯では4万3,000世帯、家計急変世帯では2,000世帯、今回新たに柏市で開始する均等割課税世帯に関しては6,000世帯を見込んでおります。合計で5万1,000世帯となっております。以上です。

○小松 分かりました。スムーズに進むようによろしく願いいたします。以上です。

○日下 今のに関連してなんですけれども、私もこの2,000の世帯のことが気になっていまして、どこまで周知できるのかなというのが気になっていましたので、今窓口にということでしたけれども、できれば近隣センターですとか、そういうところにも置いていただいて、漏れなく申請できるようにしてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○福祉政策課副参事 出張所の窓口ですとか、そういったところにも御意見のとおり配布させていただきたいと思います。以上です。

○日下 では、広くお願いします。もう一つのほうもいいんですよ。もう一つの議案の返還金のほうもそうじゃなかった。そうですね。国支出金の返還の件なんですけれども、令和3年度分の交付決定額が9,723万9,000円、これに対して決定分の交付確定額というのが7,273万2,493円で、2,450万6,507円を返還するという事なんですよね。

○福祉政策課副参事 この返還金に関しては、令和3年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、1世帯10万円を支出していたものになるんですけども、

それに関する事務費についてです。令和3年度の申請している時点では、委員御指摘のとおり、9,723万9,000円で交付申請をして、そのまま交付決定を受けて、令和3年度中に収入をしております。この給付金に関しては、令和4年の9月末までが提出期限でしたので、予算自体も令和4年度へ繰越しをさせていただいて、最終的に額が確定したのが、今年の令和5年4月28日に、先ほどおっしゃられた7,273万2,493円で確定されたので、そちらのほうの残余金の金額を今回の歳出予算で返還するというものです。以上です。

○日下　そうしますと、例えば認められなかったものがあつたとか、そういうことではなくて、実際に決定額というのは実態だということですね。

○福祉政策課副参事　そのとおりです。

○北村　電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金でございますが、具体的なメニューの名前は、今までもいろいろ市民に対して、こういう価格高騰があつたり、コロナとかでいろいろ低所得世帯を中心に給付というのは様々メニューがあつたかと思うんですが、具体的な支援給付金の名前は思い出せないんですが、つまり何が聞きたいかといいますと、こういう低所得世帯への給付というのは一定の効果はあると思う一方で、どういうふうな使われ方が結局されたのか。今回でいうと、この電力、ガス、食料品等と名称に書いてあるように、こういうところの支援をしようという趣旨だとは思いますが、こういう給付金がどういうふうに使われたのかというところがちょっと気になるわけです。そういうのは把握されたりしていますでしょうか。

○福祉政策課副参事　今回の給付金に関しては、いろいろな形で価格高騰が進んでいるということで、特にその影響が大きい低所得世帯に支出をするものです。主にこちらというか国の狙いということでは、家計にやはり負担があるということですので、家計のいろんな生活費に使っていただくということを想定はしております。以上です。

○北村　そうであつてほしい。そうだと思うんですけども、実際にいろんな家庭の形もあるし、支出の形もあるとは思いますが、この狙った意図のとおり使われているかというのがちょっと。つかみにくいというのは正直あるとは思いますが、把握できているかというところ、こういうふうに使われてほしいという思いは分かるんですけど、実際はどうなのかというところがちょっと疑問なところがございます。実際そういう給付した結果どうだったのか、どういう影響があつて、どういう使われ方したのか、そういう調査というのはしているのでしょうかというのと、やはりこの福祉という、この健康福祉委員会でも扱う政策でございますから、福祉のためのお金と経済対策というのはまた全然違うと思う。別個に考えるべきだと思うので、ちゃんと使われているのかなというのが重ね重ね気になります。調査とかそういうのはされるのでしょうか。この給付した結果、どういう影響があつて、どういうふうになったのかという、その振り返りといいますか、検証はされますでしょうか。

○福祉政策課長 今までの給付金についても、特に柏市民に対しての調査はしておりません。今回も調査の予定は今のところございません。以上です。

○北村 ですので、やっぱりそこら辺が、根本的にその場その場の給付金、現金を配るといふことになることが果たして、悪いとは言わないし、それで助かっている方もたくさんいるとは思いますが、やはり制度として、どういう制度かちょっと今は出てこないですけども、その都度現金給付というところに、根本解決に至るのだろうかとか、もっと自立できるような制度、何か自分で自立できるような制度をしっかりとつくっていくとか、そういうところも政治や行政を考えないといけないのかなと思ったりいたしました。以上です。

○鈴木 同じ電力、ガス、食料品等の高騰支援給付金ですが、まず住民税非課税世帯の方へは、これは直接振り込むということですか。ここは申請じゃなくてということですね。

○福祉政策課副参事 今回柏市で行う新たな取組ということで、これまでの給付金に関しては、個別に非課税世帯に関しては、あなたは対象になりそうですということで、こちらから個別の通知を差し上げて、そこで確認をしていただいて、それを返送していただくという手続を取っておりましたが、今回からはプッシュ型というか、こちらからもう口座の情報や何かが、何回かこれまで給付金を実施しておりますので、こちらで把握をしているので、そちらのことが分かる世帯だったりとか、あとちょっと未申告の方なんかもいらっしゃるんで、未申告の方に関しては、従来どおり改めて非課税かどうかということをお確認させていただく必要があるんですけども、それ以外の世帯に関しては、こちらで把握ができるので、通知、何月何日にこの3万円を振り込みますよということで、指定の今までこちらに登録していただいた口座のほうに支給するという手続を取らせていただきたいと思いますと考えております。以上です。

○鈴木 では、基本はこちらからの給付のみとお知らせということですね。これいつを大体予定されていますでしょうか。

○福祉政策課副参事 現時点の予定では、個別の通知は7月の末から順次開始したいと考えております。以上です。

○鈴木 通知が7月末で、振込はいつになりますでしょうか。

○福祉政策課副参事 振込は、一番早い方で8月の末を考えております。

○鈴木 均等割の世帯はどうなりますでしょうか。

○福祉政策課副参事 スケジュール的には同じということで考えております。

○鈴木 均等割の方は、こちらも情報的には持っていて、通知のみという形が基本でしょうか。

○福祉政策課副参事 均等割課税の方に関しては、非課税の世帯のほうはこれまで給付金を出していたので、口座情報とかが分かるんですけども、例えば非課税の方がちょっと上がって均等割課税になった方もいらっしゃると思いますので、そういった方々には、先ほど申し上げましたように個別の通知をして、そのまま振り込

むという形になっております。こちらのほうで口座の情報を把握していない方に関しては、確認書ということでお出ししますので、スケジュール的にはその中でセットで、区分けをせずに実施する予定です。以上です。

○鈴木 もう一点、自分が非課税なのか均等割なのかというのは、それぞれの世帯主の方というのは理解されていますでしょうか。

○福祉政策課副参事 均等割課税の方に関しては、市のほうから何らかの形で納税通知書が行くので、お分かりになるかなと思うんですけども、非課税の方に関しては、非課税に関して通知をするという手続がありませんので、こちらから給付金のほうに関しては個別に抽出をして、対象世帯ですよという御案内をさせていただくということになります。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。もう一点、先ほどちょっとありました、家計急変の質問が出ましたが、分かったんですが、ただその収入ですよ。その収入が例えば給与の場合とかパートさんだとか、そういうので、給与収入と言ったらいいか、その場合と、それから自営業の方等々いると思うんですが、その辺も詳しく何か説明が入りますでしょうか。

○福祉政策課副参事 一応様式がありまして、一月分の収入の金額を入れていただいて、それを掛ける12する様式を出してもらって、これは指定の様式になります。それを補足する意味で、その記入していただいた一月分の収入が分かる書類というのを何らかの形で出していただく。最終的には、例えば通帳の写しとか、そういった形でも構わないので、そちらを証明する書類として出していただくということになります。以上です。

○鈴木 今説明された中にも、年間の収入で非課税世帯並みというような形で言われておりますが、その金額が例えば200万だとか150万だとか、そういう金額は出るんでしょうか。

○福祉政策課副参事 そうです。まず、非課税世帯の水準表というものが扶養人数と給与所得か年金の収入かによってちょっと分かりますので、その分類の表がありますので、自分で一月分の収入を入れていただいて、月の収入が何日、一番右側にその基準の額みたいのがあるので、それで大きいか小さいかで判断できるので、その時点で対象になるか対象にならないかというのが分かるような形にはなっております。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。今説明されているのは、ネットというか、ホームページのイメージで説明されているのかなと思うんですが、それでよろしいのですか。

○福祉政策課副参事 ホームページにも掲載しますが、様式の中にそのような形で落とし込んでおりますので、そちらでも分かるようにはなっております。以上です。

○鈴木 その様式が先ほどの出張所等に配られる紙の中に入っているということでもよろしいですか。

○福祉政策課副参事 どの窓口にどう置くかということになるんですけども、

出張所とかに置くのは、チラシを置くことを考えています。その申請書の書類か何かを配布するということになるので、分量が重くなってしまうので、必要に応じてダウンロードだったり、あとコールセンターにお電話いただければ御送付するというのもできますので、まず気づきの場ということで、置くところと、あとは低所得者向けの例えば生活支援課の窓口ですとか、そういったところだと直接にもう申請のダイレクトになると思っていますので、申請書の写しなんかも配布をして対応するというを考えております。以上です。

○鈴木 その一番配布される予定のチラシで自分が家計急変でもらえるのかどうかがある程度簡単に判断できるような内容をぜひ掲載しておいていただきたいなど。そうじゃないと、自分がその対象になるかどうかはぱっと見て可能性あるなというようなことが分かるようなものをチラシのほうにぜひ入れていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○林 それでは、同じ電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金なんですけど、先ほどの情報の中で口座情報が分かる方と分からない方がいらっしゃる。これがこうやって繰り返していくうちにどれぐらいの割合になるのかなというのが少し気になるんですけど、どれぐらいですか。

○福祉政策課副参事 これまで国の給付金ということで、一番御記憶にあると思うのが特別定額給付金、あれは全世帯でしたので、その時点の口座情報がまず1つあります。その後、住民税の非課税世帯の給付金というのがあって、それが10万円、それは非課税世帯向けということになっています。次に、この間の半年ぐらい前に行った5万円の価格高騰支援給付金というのがございますので、ちょっと数字として把握はしていないんですが、転入転出とかがあると、転入者に関しては、確かに口座がないですし、そういったこともあるので、ただ前回の5万円の給付金のときには、7割か8割ぐらいはもう口座情報があったので、結構スムーズにできたのかなとは思っています。以上です。

○林 分かりました。あと、先ほどチラシの話になったと思います。今広報部が分かりやすいチラシづくりというのをすごく進めてくれていると思うんですけど、こういう申請のお知らせとかも制度が難しかったりとかちょっと分かりにくかったりするんで、その分かりやすさというところを重視していただければなと思います。広報かしわにはどれぐらいのスペースで載せるんですか。

○福祉政策課副参事 こちらは、広報かしわの広報広聴課のちょっと都合もあるので、何とも申し上げられないんですが、今までの給付金に関しては、囲みの記事で一応目立つような形で掲載はしておりますが、分量としては、どうしてもその広報かしわの記事の割り振りというか、その辺の関係があるようで、こちらが希望しただけの分量を載せてはいただいていない状態にはなっております。その辺はちょっと広報広聴課と相談して、できるだけ載せていただくような形で考えております。以上です。

○林 最近生活保護に関しても、厚労省が生活保護は権利ですと言って、ちゃんと

相談してくださいねというような周知を積極的に始めたところだと思います。本市の広報かしわには、今までそういう掲載というのはなかったというふうに聞いていますので、ふだんから、こういうことがあるときだけではなくて、相談窓口の周知とか、生活保護というのがもしかしたら利用できるかもしれないからまずは相談してというような発信をどんどんしていただけたらなと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。これより採決いたします。

---

○委員長 議案第7号、当委員会所管分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第7号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

---

○委員長 次に、請願を審査いたします。

なお、請願の審査に当たって委員より執行部に対して確認をする際には、一般質問とならないよう御注意ください。

請願第1区分、請願69号、加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助についての主旨1から4について一括して議題といたします。

本4件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○北村 本会議でも私が議員になってからこういう補聴器の購入助成について質疑があったりするのを拝見する中で、私はこういう公的補助をしてくださいとか、高齢難聴者の窓口を設けてくださいとか、ちょっと共感する部分があります。また、本会議で今回補装具、靴をもう一足というような話がありましたけども、体の問題とか、歩くことだったり、聞こえとか、見る、視覚の問題とか、いろいろこういう部分に関してはやはり寄り添っていただきたいなというのが率直なあれなのです。何かぜいたく品を欲しているとか、そういうわけではなくて、自分でもそういう状況を望んでなくなってしまったわけではない体の部分に関して不便とか不具合を抱えているんだったら、そこに対して寄り添ってあげてほしいなど。今こういう時代でいろいろいい道具とか補助具というものもある中で、ぜひ寄り添ってあげてほしいというのが私の思いです。

それで、ちょっとここから質疑をさせていただきますけども、加齢による難聴もあれば、突発性の難聴とかもいろいろありますけれども、市内で難聴で不自由をしている方というのは何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。



○次長兼高齢者支援課長 難聴の方も度合いがいろいろありまして、その正確な人数というのは捉えてはいないんですけれども、私どものほうで高齢者の計画をつくるに当たって昨年度調査した結果、様々なことについて調査をした中で、聞こえについての問いも含めたんですが、その結果からしますと、その回答された方のうち13.2%が何がしかあまり聞こえないとか聞こえないという回答されている方がいらっしゃいます。その13.2%を単純に高齢者人口に当てはめて計算いたしますと、大体1万4,000人強の方々が何がしか聞こえについて聞こえにくいとか聞こえないというような思いを抱えていらっしゃる方がいる可能性があるというふうに捉えております。以上です。

○北村 ありがとうございます。答弁を本会議でも聞いていて、今のところ積極的に補助をする気はないというふうに私は理解しているんですが、それはそういうことなんだろうと。私は素人ですから、分からないんですけども、もう一度、恐縮ですが、補助をしない理由を端的に。ポイントを押さえて言うと、なぜ補助はしないのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○高齢者支援課副参事 ちなみに障害手帳をお持ちの方については当然補助はしているところです。それ以外ですけれども、例えば加齢性難聴、今回何度か質問ありますけれども、やはり本市のみならず国会でも議論されている全国的な問題と認識しております。根本的な対応をすることがやっぱり必要だと思いますので、それにやっぱりエビデンス、何で必要か、加齢に伴っていろいろ出てくるかと思えますけれども。それでなぜ補聴器かというのものもあるかと思えます。やっぱりそれにはエビデンスの確立が不可欠であり、エビデンスを基にした制度設計が国によって行われるべきものであると考えておりますので、市独自の補助制度を創設する考えというのは現段階ではないということでございます。以上です。

○北村 ありがとうございます。エビデンス、そういう根拠が乏しいということだと思います。すごく聞こえるという方から聞こえなくなるまでの間というのは、白黒って分けられるようなものじゃなくて、やっぱり徐々にというものだそうです。どんなことだってそうなんです。私は今41歳ですけども、何か徐々にふけてきたとか、体力が落ちてきたなって、その間の部分がなかなか判断しにくいというのがあります。私自身も社労士で、障害年金の申請とかたまにやったりしますけれども、1級、2級、3級、障害手当金等も用意されている中で、障害年金でさえ本当は受給できるような状況の方が受給できていないという世の中の現状が多々あるわけです。そういうのを助けていくのが行政だったり社労士だったり、そういうことだと思うので、では質問を変えますが、難聴で障害年金だったりこういう手当金だったり、こういうところをもらえる可能性がありますよとか、どういうレベルだったらどうなんだというのを案内をこれまでしたことがありますか。それと、これからそういうのをしようとか、何か考えはあったりいたしますでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 障害年金の該当する基準などはもちろん公表してはおりますが、市のほうで例えば広報などで広く、こういった場合は障害年金の対象になる

ので申請をしてくださいといったような案内は行ってはいないと思います。その場合、どういうルートで申請がされるかといいますと、聴覚の方にしましても、病院にはまず受診をされていらっしゃるしまして、そこの先生からの勧めによって申請をしてくださいということで、こちらの窓口につながる方がほとんどだと思料しております。以上です。

○北村 数年前に本会議で申し上げたことがあるんですが、障害者手帳とか発行するのは市なのに、そういう障害者年金ももらえる可能性がありますよとか、障害年金ももらえると言ってしまったら、もらえなかったときの裁判とかいろいろあるのかもしれないですが、そういうもらえる可能性もあるから、ちょっと申請にチャレンジしてみてもどうですかって、そういうところもやっぱりおせっかいをどんどんしていくべきだと私は思うし、ぜひそういうところを何かやっていただきたいなと思うんです。ある同僚議員なんか、ちょっとその方の名誉のために、名誉というか、名前を出さないようにしますが、ちょっと聞こえが悪いみたいで、次の選挙には出ない。私は何が言いたいかというと、その方は優秀なんです。とても優秀なんだけども、何が言いたいかというと……

○委員長 絞って言ってもらえる。何が質問だか分からない。意見だったらいいんだけど。

○北村 それはおっしゃるとおり。失礼いたしました。要はしっかりとした能力、議論とかできる能力があるのに、そういう聞こえの問題によってチャレンジだったり諦めてしまうということもあるし、市民のレベルでも、外に出かけようとか何かすることがちょっとおっくうになってきたりしてしまうので、そういうところをコロナの外出支援とか、内に籠もるんじゃなくて、外に出るような後押しをこの補聴器というところも含めて何か支援をしていただきたいなと。することが価値があるんじゃないかなと。一回補助制度やってみて、もし駄目なところがあったら振り返って反省してみればいいんじゃないかなと。それだけです。

○委員長 意見ですね。

○北村 それに対して1つ感想を。（「補助を試しにやってみてはどうかということ」と呼ぶ者あり）そうです。本当にごめんなさい、委員長。いろいろ混乱させてしまいました。ちゃんと聞きます。エビデンスが整えば補助メニューに踏み出す可能性もあるということですが、今の状況からどういうふうになれば、突発性難聴も加齢の難聴の方に対しても行政が補助メニューも含めた支援をすることができますでしょうかというのが質問で、やっぱり国が基本的にやるというのはおっしゃるとおりなんです。基礎自治体がやっていくことによって国が動いていくこととかもいっぱいあるんですよ。がん患者へのウィッグ補助とかアピアランスケアもそうだったし。福祉の先進自治体になってほしいので、そこで質問を先ほどさせていただいたところ。お答えいただきたいと思います。

○健康医療部理事 今般国会で成立した孤独・孤立対策支援法という法律の中でも、この難聴、聞こえの問題を抱えていらっしゃる方を孤立させない、孤独にさせない

といったような議論がされたというふうに伺っております、委員おっしゃられるように、補聴器以外のツールでも、そういう方たちを孤独、孤立させないというところの取組は行政として、しっかり基礎自治体としてやっていかなきゃいけないだろうというふうに認識しております。補助金に関しては、障害福祉課のほうでも答えているように、一定の基準を満たして、ちゃんと主治医の意見書を得れば、その手帳の申請ができたり、そういう制度を使うことができますので、そういったところをきちんと周知していくということと、加齢性に関して、再三繰り返しの御答弁になりますが、エビデンスがなかなか加齢性なのか疾患によるものなのかであったりとか、もちろん委員さんおっしゃられるように期間の問題とか様々課題があることや、その補聴器についても、補聴器になじむまでの期間や、きちんとトレーニングしていく、リハビリをしていくといったようなところの周知啓発というのなかなか徹底していかないところの中で、高額であるということもあって、なかなかそこにたどり着かない高齢者の方もたくさんおられることも把握はしているんですけども、そういった様々なツールの問題、あとそのことをしっかり判定することの問題、またその補聴器が、議会でも出されているような認知症のリスクを軽減するというエビデンスがまだしっかりしていないというところの問題、そういったものを全てクリアしていきながら、国のほうで制度設計がなされることを我々としては引き続き注視していくといったところで考えておりますので、そのように御理解いただければと思います。以上です。

○北村 御丁寧にありがとうございます。1点だけ、認知症のリスクって当然考える必要もあるし、そういう論点もあると思うんですが、その前に、認知症とかのリスクの前に、ただ聞こえにくいと。今の御答弁も、ちょっと聞こえにくいと私が何回も聞いていたりすると議論にもならないと思うので、認知症の部分ももちろんありますし、やっぱり聞こえにくい、歩きにくいとか、いろんな何々しにくいところをぜひ行政で応援してほしいなと思います。以上です。

○林 それではまず、ちょっと簡単に確認したいんですけど、補聴器ってすごく価格帯に幅があるじゃないですか。他市の事例を見ていて、既に助成を始めたところがあると思うんですけど、そういうところで助成を受けた方が一番買われている価格帯というのはどれぐらいのものなんでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長 他市が自治体に調査した結果をまとめたものを拝見しますと、10万円台のものが多く伺っております。以上です。

○林 船橋市と印西市と鎌ヶ谷市は住民税非課税世帯の65歳以上に2万円、浦安市は同じような感じで3万5,000円というふうにホームページで拝見しました。そうすると、柏市が住民税非課税世帯の65歳以上に2万円で行った場合は、どれぐらいの人数の利用で、予算がどれぐらいになるか、試算していますでしょうか。

○高齢者支援課副参事 直近で行われた印西市を参考に見ますと、印西市は令和3年7月から制度を開始して、その年度で122件だったそうです。高齢者数からいきますと、柏市は大体印西市の5倍ぐらいですので、120件の5倍で約600件、印西

市と同じ2万円とすれば1,200万円ぐらいかかるかなというふうに見込んでおります。以上です。

○林 初年度はそういうふうになると思います。次の年から減るというふうに聞いていますが、それはどれぐらいと試算できますでしょうか。

○高齢者支援課副参事 ある程度の年数が経過してからにつきましては、船橋市の令和3年度が162件だったこと、あと柏市の高齢者数が船橋の約7割であることから、柏市では110件程度、1件2万円とすれば220万円程度と見込んでおります。以上です。

○林 ありがとうございます。他市の事例では、聴覚障害の身体障害者手帳の交付がなく、かつ医師からの補聴器が必要と認められた方というような要件になっているところが多いと思うんですけど、手帳の交付は70デシベル以上を基準にしていると思います。一般に何デシベル以上ぐらいが聞こえないと医師は補聴器が必要と判断するのでしょうか。

○障害福祉課副参事 最軽度の身体障害者手帳6級までの方は、今委員おっしゃったとおり、聴力レベルとしまして大体70デシベルぐらいというふうになっております。

○林 それは手帳の交付ですよね。では、医師が必要と判断されるのも同じぐらいということなんですか。

○次長兼障害福祉課長 18歳未満の手帳が該当にならないお子さんに対して県の制度で補聴器を支給しておりますけれども、その場合ですと基準が30デシベル以上70デシベル未満となっておりますので、おおむねその程度ではないかと思われまます。以上です。

○林 では、30デシベル以上が聞こえないとちょっと生活に困ることが発生するようなイメージでしょうか。分かりました。他市で既に行っているところの効果と課題を柏市ではどのように見えていますか。

○次長兼高齢者支援課長 他市でも実施していて、私どももお尋ねしたんですけれども、具体的にその効果について何か取りまとめたというところは今のところないというふうに伺っております。ただ、モデル的に県の単位などでそういう効果をはかるために始めたところもありますので、恐らくそれは昨年度実施されていますので、この後結果が発表されるものと考えております。その辺りも今後も注視してまいりたいと考えております。以上です。

○林 ありがとうございます。それでは、市役所内に高齢難聴者の相談窓口を設けてくださいというお願いが出ているんですけど、まず現状は、もし難聴の方がいらっしゃったら高齢者支援課が御相談に応じるということでのよろしいでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長 高齢者の方が相談に見えたとき、例えば意外と御自身は難聴になっているということに気づかない方もいらっしゃったりします。もし気づいたり、あるいは家族の方が心配だという場合には、高齢者支援課においでになることもあるかもしれませんが、基本的には地域包括支援センターが高齢者に関する

様々な御相談に応じていますので、そういう中で伺ったりすることがあるかと思えます。地域包括支援センターには保健師ですとか看護師などの配置もございまして、例えば耳鼻科に行ったらどうでしょうかというような適切な提案をできるものと考えております。以上です。

○林 それでは、地域包括のほうにちょっとお聞きしたいんですけど、高齢難聴者の方の御相談というのはこれまでどういうものが。結構たくさんの頻度であるのでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長 直接地域包括支援センターで具体的に難聴に関する相談が何件あったというような数としては捉えていないというふうに聞いております。以上です。

○林 分かりました。それと、難聴者の実態をつかむため、特定健診で聴力検査を市独自に行ってくださいというお願いが出ています。これまでの本会議の答弁を見ると、全国的にまだ極めて少なく、実施自治体においても受診率が低いから効果は限定的みたいな答弁がされていると思います。現時点でもそんな感じでしょうか。

○健康増進課長 特定健診に聴力検査を含めている自治体は、こちらで把握しているところで6自治体と承知しております。以上になります。

○林 この前、本会議の質疑の中で、アプリを使った聴力検査、みんなの聴脳力チェックというのをちょっとやってみたけど、うまくいかなかったようなお話がありました。ほかのツールも検討しているという答弁があったんですけど、現在どのように検討しているか、お示しいただけますか。

○次長兼高齢者支援課長 今御紹介いただいたツールと、もう一つ、日本耳鼻科医会のホームページ上で紹介されているツールがこの聴脳力チェックと、もう一つのアプリがございまして。こちらについて、案内が英語になっているので、ちょっとその辺りよく確認をして、また同じようなことがあってはいけないので、よくよく注意をして、また始める際に、前回も一応耳鼻科の先生には御相談をしたんですけども、またちょっと慎重に耳鼻科の先生などによく御相談をしながら適切なものを選定していけたらと考えております。以上です。

○林 それでは最後に、難聴者の生活を守るため、補聴器利用について保険適用ができるように国に要請してくださいとあるんですけど、これちょっと話にも出たかな。国での議論というのは、今どういう感じになっているのでしょうか。

○高齢者支援課副参事 直近ですと、国では4月28日に衆議院の内閣委員会があったようなんですけども、国のほうでは難聴になった結果としての認知症になるかという因果関係というのはまだなかなかちょっと結果が出ていないというようなこともあります。それとまた、加齢によって聴力、視力など様々な身体機能が低下しますが、こうした状態一つ一つの問題について公費による補助は慎重に検討すべきというふうな回答があったようです。以上です。

○鈴木 では、教えてください。まず、購入補助の件ですが、この請願の中では、船橋、浦安、印西、鎌ヶ谷は導入されているということなんですけど、この自治体が

導入していて柏市が導入していない明確な理由というのは何なんでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長　むしろほかの自治体が導入した経緯がそれぞれあるのかとは思いますが、新たな補助金を市の単独の事業で設けるかどうかというのはそれぞれの判断になるかと思うんですが、柏市としましては、その補助金、公費を投じることによる効果、例えばこれによって社会保障費が減るんだとか、そういうところを今国のほうで調査していますので、そういう効果があるのであれば、むしろ国でそういう施策を設ける必要が出てくるのかもしれないし、市としては、先ほども紹介があったように、例えば視力が落ちたからといって眼鏡を補助するとか、そういうようなことは一般的にないと思いますので、単純に求めがあったから、もちろん困っていらっしゃる方がいるのは分かるんですが、ただ公費を投じて補助を設ければいいというものではないだろうと。やるからには、やはり効果があるということを確認した上でやるべきだろうという判断をしているところでございます。以上です。

○鈴木　効果があるかどうかの判断ができないと。予算がないんですかね。そういうわけではない。やったほうが良いと思うんですが、そのやらない明確な理由というのが、効果がないという、ほかの自治体はやっているわけですから、それによって助かっている市民はいるわけでしょうから、そういう意味では、この補助金を加えると予算がオーバーするから難しいんだとか、そういう話なのかどうか、どうなんでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長　確かに補助金の制度を設けている自治体もあるんですが、例えば中核市が60ほどございますけれども、中核市60ほどある中でこの補助の制度を設けているのは大体10自治体ぐらいなんです。ですから、9割はこういう補助の制度を設けていないという実態がございます。ですから、柏市だけが特別遅れているとか、かたくなに補助をしないという姿勢を貫いているというわけではなくて、どちらかという、まだその動向を見守って判断をすべきというような考えの自治体が多いのではないかなというふうに思っております。以上です。

○鈴木　これは、皆さん方、執行部の方の立場的に、本来はこれやりたいんだと、なんだけど予算がないんだよねというような立場でいろんなことに取り組んでいてほしいなという気持ちがあります。それをまずお伝えしておきます。

別の件ですが、先ほどちょっと相談窓口は地域包括支援センターになるだろうみたいなお話があったんですが、地域包括支援センター、柏市には幾つあるんですか。

○健康医療部理事　12か所、プラス相談窓口ということで高柳に出張窓口をつくっています。以上です。

○鈴木　この間この委員会で視察した豊田市と静岡市は中学校区単位に地域包括センターがあるというふうなことを聞きまして、それから比べると、中学校区だと21ぐらいになるわけですから、柏の地域包括センターは数少ないのかなというふうに思ったんですが、どうなんでしょうか。

○健康医療部理事　そういう小区域ごと、コミュニティエリア単位で地域包括支援センターを設置すること、身近な場所に相談する窓口があるというところを検討していた時期もあったんです。それで、柏は7圏域あって、もともと7圏域、7か所ですと設置をしていたところなんですけれども、そこから高齢者人口の増大に応じて分割をしていったわけなんですけど、分割をしていく中で、担当エリアの規模を小さくしますと、そこに張りつける職員の数もちょっと少なく見積もることができると。要は主任ケアマネや社福士や保健師といった3職種をそろえなさいというところを最低限そろえるというところで、理論上はいけるんですけども、ただ実際には、土曜日まで開庁していることのシフトを組むことであつたりとか、アウトリーチで訪問をしたりしている間、事務所の中が誰もいなくなってしまうとは困るとか、そういったような人の手当てをやったりするためには、エリアが小さくても大きくてもそれなりに人をそろえなきゃいけないというところで、まず人の問題があると。なおかつその職種が確保するのが今非常に難しいという現状がありまして、現在その12か所の包括支援センターも全て定数が充足しているわけではないと。それぞれの法人が非常に頑張っていて求人をやっているんですけども、なかなか補充ができない現状があります。これは、福祉業界、介護業界でやはり人の取り合いになっているところがありますので。そういった中で、人をたくさんそろえなきゃいけないにもかかわらずそろわないという現状がある中では、現状としては今ある12か所をもう少し人を増員していくというところを計画的に進めることをまず優先してやると。働きやすい環境であつたりとか採用しやすい環境をつくった上でその後検討していこうというようなことで、現状はここ当面は増やさない様子を見せていただいているというところと、包括支援センターは訪問がメインの業務になりますので、おうちにいらしていただいても、訪問させていただければ、場所が細かくなくても対応できるだろうというところで、現状は今このままということでおります。以上です。

○鈴木　ありがとうございます。今の話聞くと納得しちゃう部分もあるんですが、地域包括支援センター全体の職員の人数から見ると、豊田市、静岡市と同じぐらいだということよろしいですか。数は少ないけれども、人数はいっぱいいますみたいな、そういうふうにも受け取ったんですが。

○健康医療部理事　豊田市さんや静岡市さんの職員総数をちょっと把握できていないので、分からないですけども、現状で柏市は今正規の職員で77名ぐらいいるかなと思うんです、定数としては。欠員がありますので、実際には70名ぐらいになるかなと思いますけど、そんなような状況です。

○鈴木　分かりました。ちょっとまだ引っかかるんですが、先ほど定数どおりじゃなくて充足していない状態でもあるという話をされたんですが、私は一般質問で4月1日現在の定数は充足しているんですかという一般質問をしたんですが、そのときには欠員はないですみたいな答弁だったと思うんですが、そうでもないということですかね。いいです、時期の問題もあるでしょうから。分かりました。

もう一点だけ、先ほど特定健診をやられているのは6自治体あるという回答をいただいたんですが、どの何という自治体か教えていただけますか。

○健康増進課長 先ほど6自治体と申し上げたんですけれども、1つは聴力検査を実施しているということで、特定健康診査と同時実施ではないので、訂正いたします。5自治体になります。健康増進課のほうで把握している自治体につきましては、東京都の千代田区、あと能代市、東京都豊島区、あと埼玉の川崎市と青森の八戸市になります。全て同時実施で、オプションという形で取り入れているところもあるというふうにお聞きしております。以上になります。

○日下 先ほど質問の中で、柏市がいきいきプランに向けて、第9期いきいきプランに向けてやった調査だと思うんですけど、その聞こえないというのが13.2%ということでしたよね。この13.2%の中で補聴器を使っている人というのはどれぐらいいるんですか。

○次長兼高齢者支援課長 この説明、ちょっと私先ほど説明が足りていなかったかもしれないのですが、この質問が、聞こえるか聞こえないか、聞こえにくいかというときに、補聴器を使って聞こえている人も聞こえるという回答になっているので、正確にその聞こえないうちの何人かということは分からないんです。ただ、このアンケートに答えた方の中で補聴器を使っている方の割合は分かっております。それは15.3%となっております。(何事か呼ぶ者あり)失礼しました。6.8%です。15.8は無回答でした。大変失礼しました。6.8%でございます。以上です。

○日下 この聞こえが悪いというのが13.2%いて、補聴器を使っている人が6.8%しかいないということについてどう思いますか。

○次長兼高齢者支援課長 補聴器については、必要と思っていない方もいらっしゃるかもしれませんが、あるいはこれ同じアンケートの中で補聴器をどのぐらいの頻度で使っていますかというお尋ねもしているんですけど、この中でも、ほとんど終日使っているという方よりも必要なときのみ使っているという方が47.1%と一番多いので、なかなか補聴器を身近に感じていない方もいらっしゃるし、持っていたとしても、あまりそんなにフルに使いこなせていない方も多いのかもしれないというふうに捉えております。以上です。

○日下 いろいろ確かと思うんですけど、自分が聞こえが悪いなと思っていても補聴器を使う程度ではないんじゃないかなとか、回答の仕方にもいろいろあると思うんですけども、でも乖離があることは確かなんですよね。専門家の皆さんに言わせると、補聴器というのはなるべく早くに使ったほうがいいというのが一般的な考えですよね。でも、実際には恥ずかしかったりなんかして使っていないという人がかなり多いというふうに言われています。これは、日本のそういう装具をつけることに対するマイナスのイメージというのがやっぱり風土としてあって、やっぱりそれも克服していかなければならない課題だと思いますし、これが普及していきますとやっぱり変わっていくんだらうなというふうに思うんですけど、先ほど政府が補助を助成するところにはまでは、公費を助成することについては慎重な検討が必要だ



ということを行っているんですけど、これは政府が平成30年から調査した、その結果の結論というのは、いつも部長がおっしゃるように、そのエビデンスが明確でないということなんですけども、令和2年からまた調査を今始めていまして、令和4年度までの調査として、まだそれ最終的な結論は出ていないんですけども、ただその調査の中で指摘している問題なんかもあると思うんです。私は、国会の議論をちょっと見ましたら、提言も行っていきますし、こういうことも言っているんです。高齢期の難聴は、介護予防や生活の質を維持していく上でも重要であり、このような聞こえにくさを補うために、本人の状況に応じた補聴器の利用が重要。自治体の施策としても、介護予防や高齢者等の社会参加の観点から、適切な補聴器利用のために、難聴高齢者の把握の仕組みや把握後の補聴器利用等につなげる仕組みを整備していくことが重要であると、こういう指摘もしているんですね。それから、難聴高齢者早期発見のための自治体の取組強化について、5つの提言というのも行っているんですけど、それについては把握していらっしゃいますか。

○**高齢者支援課副参事** 難聴対策推進議員連盟の5つの提言として、難聴を早期発見する仕組みを構築すること、2つ目が難聴が疑われたときに医療機関への受診勧奨できるように、耳鼻咽喉科医との連携の仕組みを整えること、3つ目として受診勧奨から適切な補聴器利用のために、補聴器相談員や認定補聴器技能者の周知を図ること、4つ目が補聴器使用后、装用継続するために難聴高齢者のフォローを行うこと、5つ目として難聴高齢者への戦略的な支援スキームの検討が必要ということになります。以上です。

○**日下** この中には、補聴器助成制度の話には触れていませんけれども、非常に大事な提言していると思うんですね。今日のこの請願にも、助成制度だけではなくて、高齢難聴者の相談窓口を設けてくださいとか、特定健診に聴力検査を市独自に行ってくださいとか、発見すること、早期発見することの重要性というのは、この国の参考人も言っているわけですね。こういう点から考えますと、やはりこれからこういうことがとても大事だというふうに思うんですが、いかがですか。

○**高齢者支援課副参事** 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のホームページに、補聴器相談医名簿なんかも掲載されておりますので、相談の後にそちらのほうの医療機関につなぐことは可能と考えております。以上です。

○**日下** そういうこともあるでしょうけれども、そういうことも含めて、やっぱり自治体の取組というのも提言されているんですので、ぜひ前向きに取り組んでほしいと思うんですけど、自治体が、新潟なんかはもう市全体が、2つぐらいの自治体除いてみんなやっているんです。県自体がやっているのは、そこに専門家がいって、やっぱり研究の成果などが報告されたり、学習会したりして、実際にやっぱり自治体の職員も含めて、この高齢難聴の問題を、認知症の要因ですとか、そういう医学的な見地からも取組が広がっているというのがあるわけですね。だから、国が示さなくても、自治体がこうして広がっているというのは、積極的にそういう問題意識を持っているから広がっているわけなんですね。そもそもエビデンスがないとおっ

しゃいましたけれども、決定的なエビデンスになっているのは、私も知らなかったんですけど、6月15日に週刊新潮でも記事が載っていたんですが、国会では公明党さんも質問で言っているんです。イギリスの医学誌のランセットの国際委員会が、2017年と2020年の2度にわたって指摘をしたって、これ公明党の國重さんというんですか、取り上げています。やっぱりこれ非常に衝撃的な発表だったんですね。どういう発表かというと、認知症の発症には12の認知症リスク因子が挙げられて、それらを改善することができれば40%の低減が可能であるというって、その中の一番高い8%が難聴ということだったんですね。これがすごく衝撃を与えてということもあったと思うんです。もちろんそれだけじゃないでしょうけれどもね。そういうエビデンスというのはあるわけですよ。この記事を上げている国立病院機能東京医療センターの聴覚障害研究室長の神崎晶さんというのかな、この人なんかももう研究やっていて、実際に半年間、6か月間、補聴器を65歳から85歳の30名の人につけてもらって、その結果として補聴器をつけたら、非常に認知症発症リスクが低減したと、こういうのも発表されていたりして、これ補聴器だけじゃないんだけど、今までの運動って全て大体はそうですよね。教育ですと少人数学級の実現ですとか、学校給食もそうですしね。子供の医療費なんかも決定的に……

○委員長 一般質問ということにならないように、聞きたいことをしっかり聞いてください。

○日下 はい。そういうことで、地方自治体が進めているわけです。こういう地方自治体の取組についてどう思いますか。

○健康医療部理事 まず、先ほど来の御質問で、自治体としてどうかという、助成ということに、問題に関すると、やっぱり国費や経費などの公的な資金が得られない段階で、柏市としてはちょっと単独でそういった制度を持つところについては、かなり慎重に考えなければいけないというところがありますので、財源の問題というのが一番大きくあります。それから、エビデンスの問題については、我々長年、ここ十何年と、フレイル予防に関連する研究について東京大学さんに協力をしてきた、一緒にやってきたという経緯があるんですが、様々なデータ、その中でももちろん聞こえに関するところは調査をしている内容であるんですが、その取組を、研究を集団でしている東大の飯島先生などにこの相談をしているところですけども、ほかの例えばオーラルのフレイルであったり、アイフレイルだったりというのは、その専門の学会がきちんと研究に関してバックグラウンドをしっかり取っていて、論文も含めてしっかり研究をして、その団体と声明を発表しているという状況があると。ただし、この聞こえの問題に関しては、それが実はないと、老年医学会としても非常にそこを問題視しているんだというところがお話として聞かれました。それについては、実は今回のアプリケーションを誘導しているところともちょっと関連性があるって、そんなことも踏まえて、我々としてはそのアプリケーション使うこと、それから聞こえの問題に関しては、やはり老年医学界などの見解をしっかりと踏まえて、慎重に対応していくというふうに私の中では捉えておりますの

で、そういったところがエビデンスというところでは、1センター1大学ということではなくて、しっかりと耳鼻科の学会のところでしっかり声明を発表するような、そういう取組のエビデンスが生まれてきたところで、また我々としては検討したいというふうに考えております。以上です。

○日下 自治体の取組についても。他の自治体の取組について。

○健康医療部理事 他の自治体の取組については、先ほど言ったように、担当課長からもお伝えしましたように、その自治体によって財源の部分であったりとか、高齢者の問題の課題のところが多量違いが出てくるところもあるかなというふうに思っていますので、その辺りはそのように捉えているというか。以上です。

○日下 金額の問題はいろいろとあると思うんですけども、先ほど林さんが質問されまして、回答がありましたけど、金額としてはさほど大きいものではないんじゃないかなと思うのと、そのほかの請願については、やはり先ほどの提言にもあったように、やれることってあると思いますので、これはもうぜひ積極的にやってほしいというふうに思います。

以上です。

○古川 ちょっとこれは私もすごく気になっていたことなんですけど、結局学会によって言うことって確かに違ったりとか、この難聴に関しても、ネットを見るといろいろ学会があって、私どれが多い学会なのかとかよく分からないんです。そういう中で、やっぱり国がある程度決めたというか、そういう方向を出したということが一つのお墨つきという中で、市としてはいろいろ専門的な知見は、はっきり言って先生によって言うことも違うし、研究者によって言うことも違うと。そういう中で、一つの国というのが、それも合っているかどうか分からないですよ、世界で見れば。間違っているかもしれないけど、そういう中で一つ基準になるって、そういうお話だと思うんですけどね。私が言いたいのは、柏市はそうでもないことがあるんです。フレイルとかと言って、これからやりますというところも、大学との連携とかという話の中で始めていたりとかね。これ悪いとは言わないんです。だけど、何かそこら辺がよく分かんねえなという話なんです。ですから、ケース・バイ・ケースなのかなって思うんですけども、今話を聞いていると、柏市はやっぱり飯島先生というところが一つ柱なのかなというふうに思うんですけど、これがほかの先生が柱だったら、やると言うのかなとかいろいろ思うんですが、経緯がいろいろ柏市もあるから、大変だと思いますけど、少しそこら辺の尺度ははっきりしておいたほうがいいかなと思います。答弁はいいです。

○助川 じゃ、今回の請願の1番から4番について、若干順番、順不同になりますけども、質問させていただきます。まず最初に、4番の国に要請してくださいというところなんですけれども、私は先ほど公明党の國重国会議員さんとか、お話だったりとか、また自民党で言えば難聴性の議員連盟であったりとか、そういったものがあって、様々な提言を加藤厚労大臣にしっかりとされていると。そういった中では、また各地方議員からの意見書についても、国会での委員会での議論がされてい

ると認識しているんですが、その辺はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。どこまで情報としては捉えていらっしゃるか、もしくはそういった情報をしっかりと捉えていらっしゃるかどうか、お聞かせください。

○次長兼高齢者支援課長 議員連盟などで議論されて、先ほども御紹介したとおりでございますが、難聴の問題、年齢幅、今回は加齢性難聴ということで請願をいただいているんですが、難聴の問題というのは高齢者に限った話ではなくて、議員連盟などでも、特に難聴の問題、子供の難聴についてはより手厚く、様々な策を講じたほうがというような、御意見、議論がされていると認識しております。もちろん加齢によって高齢者の難聴の方々が例えば補聴器をつけることで、生活の質が向上するということは間違いないだろうというふうには考えてございます。ただ、これについて、例えば加齢によって目も悪くなりますが、例えば老眼鏡の補助をするかといえ、そういうわけではございませんので、じゃこれだったら補助する、これだったら補助しないというところが、そこをどう見極めるかといったときに、やはり補助をすることによる効果が様々な例えば社会保障であるとか、もちろん個々の生活の質を向上させるということは理解するんですけども、公費を使うことについて慎重にという議論がこの中でされているところを見ますと、やはりそういうことなんでしょうというふうには市の担当としては捉えているところでございます。以上です。

○助川 そうなんですよね。今回は、加齢性の難聴ということでの請願ではあるんですけども、今話したように新生児のお話だったりとか、またあとコロナ禍の中で会話をすることができなくて、例えば電車に乗ったりしても、イヤホンをつけての若年性の難聴というのも今とても大きく議論されているものではないのかなと思って、やはりこの難聴といったものと、先ほどの医師会とか、医学会とか、エビデンスの話ですけど、そういったものとの整合性というものをしっかりとこれ、今強く研究されている時期であろうと思うんです。同時に、先ほどあった難聴対策の推進議員連盟なども、自民党の上川議員が会長となって加藤厚労大臣にしっかりと伝えているように、私としてはもうこれしっかりと国に要請されているし、国でもしっかりと議論されていると。そういった中では、ちょっと加藤副市長、もしあるとするならば、これでは市長の、東葛市の市長の連名だったりとか、県を通してとか、そういったところではないのかなと。市としては、しっかりと議員からも、地方議員からの請願としても出ているしという中で、市のほうとしてはその辺はどういうふうに考えている感じですかね、その辺の国に対する要請というのは。

○副市長 お答えいたします。ほかの広域でそういったこの難聴の対策について、国に要請ですとかという具体的な話は出てはいないのが現状なんですけども、そういったものがあれば、それと各自治体と一緒に検討させていただければと思っております。以上です。

○助川 そういったものがあるんだという中で、国にもそういう動きがある中で、市長同士が話をすべきかとかがあれば、出してもらえればと思います。それから、

3番の聴力検査と、あと高齢難聴者の相談窓口、これはもう高齢の難聴者さんの難聴に対する相談窓口を設置してくれという相談かなというのは想像するんですけども、当然別の見方をすれば、高齢難聴者であっても不自由なく相談ができる窓口をとという捉え方もできるのかなと思うんですけども、これ特に難聴だけじゃなくて、身体の衰えであったりとか、例えば障害者の支援という中の、もう近年言われている中では合理的配慮という言葉がとても言われていると思うんですけども、これ柏市の中のそういう相談窓口、ちょっと若干、委員長、ずれたらごめんなさい。高齢の難聴の相談だけでなく、そういった中での加齢とか障害があった中での相談窓口への合理的配慮への対応というのはどの辺まで進めていらっしゃるのかなというのが気になったところなんですけども、答えられる範囲で。質問と若干ずれるところもあるんで、可能な範囲で、簡潔でいいんで、教えてもらえればと思うんですけども、その辺答えられますか。

○生活支援課長 今回の相談窓口の話なんですけども、昨年度から柏市内の地域包括支援センター、障害者の地域生活支援拠点、あと近隣センターにありますいきいきセンターなどで、どういう属性の方がいらっしゃってもどこでも受けられるということで、ビデオ通話のほうを試験的にやらせていただいています。今年度は、外部の機関に全て設置をして、どこに行っても高齢者の方が、例えば近隣センターに行くと、ちょっと聞こえ悪いんですというお話をしたときに、そこから地域包括支援センターにつなげて、その場で相談ができる、その体制づくりを今年度行っておりまして、大体夏ぐらいには配置をして、実装できる予定となっております。以上です。

○助川 ありがとうございます。では、地域包括支援センターの中で、先ほど12校と言いましたっけ。私先ほど豊田の例などもあったので、豊田って中学校何校ぐらいあるのかなと見てみたら28校で、じゃどれぐらいの広さなのかなと思ったら900平方と。豊田が約30校あって900だとすると、ちょっと柏の場合は115平方で21校。20校とすると、大体もうかなりの差があるわけです。じゃ、柏の中ですと、20校の中学校に地域包括をつくるというのはちょっと、面積要件からすると、まあまあ2つに1つぐらいでもいけるんじゃないのかなというのが個人的な感想ではあるので、2キロから3キロぐらいの圏内ならば相談に行けるのかなというのがちょっと感じたところでございます。それはいいとして、そういった相談窓口でしっかりやってもらえるという中で、高齢化社会の問題の一つであるのは間違いないんですが、やっぱり難聴って国の中でも予算委員会だったり、様々なところで議論されているものであって、また議員連盟等からも厚労大臣にしっかりと提言がなされている中で、じゃこれをどうしようかというのは、私はやはりこれ国のほうで補助をしっかりと出していくべきものであろうかと考えています。これを市のほうでやっていこうとすると、1個1個はいいことかもしれない。ただ、今市のほうでも様々な大型事業が打ち出されてきていて、その上に、これだと1,000万、2,000万という額かもしれないけれども、こことは所管は違うんだけど、例えば足が悪くなつてごみ

出しが大変なってしまいました。ごみを個別に集めに来てほしい、いいことだからやりましょう、買物に行けなくなってしまう、買物支援のための交通を整備しましょう、いいことだからやりましょうとなってくると、これはとんでもなく一つに積み上がってしまうなということ、やっぱり1個1個慎重に考えつつ、しっかりと出せるものは出すというところが、時代とともに変わってくるのかなど。時代とともに変わった一つの中に、やっぱり不妊治療の保険適用というのは時代とともに変わったんだらうなの一つだと思っているんですね。今まで所得制限があって、市の独自でやってきたものに対して、国がしっかりと保険適用をやってきたと。そう言った中では、この難聴は今特に研究が進む、先ほど衆議院の内閣委員会の話も聞いて、こういう議論されているというのを先日お聞きして、幾つか調べたんですけども、かなり研究を進めていらっしゃる。そう言った中では、市からも幾つか市長等を通じてとかで、この研究を進めてくださいと、そういったものは要請していただいて、やれるタイミングが来たときにはしっかりとやれる体制は整えてもらえるように、研究は市のほうとしてもいろんな情報を取ってもらえればと思いますけども、その情報収集について、最後どのようにこれから考えていらっしゃるかとか、もしあれば。もしくは向き合い方等、意見聞かせていただければと思います。

**○次長兼高齢者支援課長** この加齢性難聴に限らず、やはり各種様々な施策をやろうとか、新しい課題をどう解決しようかというときに、各市いろいろ照会をかけて、お互いどんな進んだ施策があるかということを確認したりすることがございまして、それでお互いに情報を共有をするということを全国的に自治体同士でやっております。ですから、この問題もそうですし、いろんな市でやはり調査しています。私どもも先ほど御紹介した新潟県であるとか兵庫県であるとか、県としてこの加齢性難聴の方に補聴器をつけてもらうことで、認知症の予防ができるかどうか国が調査していますけれども、県でもそういう取組をしているところも一部ございまして、そういうところについて引き続きその調査結果など、出ているかどうかということは引き続き確認をしてまいりたいと考えております。以上です。

**○北村 橋口委員長**、ありがとうございます。本来であれば短くまとめる、1回でというのは分かりますが、今答弁を聞いていて、ちょっとどうしてもというところがあり、大変失礼いたします。ありがとうございます。先ほど課長のお話で、目が加齢で見えにくくなったから、じゃ老眼鏡を補助するのとかか、視力悪くなったから補助するのとか、それを聞いたとき、あっ、確かになと私も納得しかけたんですけども、やはり眼鏡とかも市民権を得ているというか、普及してきている。やはり私は逆だと思っんです、考え方が。世の中に普及してきたら補助を外しても。今回ヘルメットの助成とか、いろいろ私も、以前シニアカーの置き場所とかいろいろ言って、やっぱり逆だと思っんです。やっぱり普及させるために、最初法的補助とかをしていく中で、広まっていったらそういう公的補助を外して、私は福祉社会とか、福祉意識が醸成されて、私はそういう社会になってほしいという、まず議員として、人間として思いがあるわけです。この一番の補聴器の公的補助についての意

義というのを考えたときに、じゃ私は柏市のことだけを考え、もちろん柏の議員ですから、柏のことを考えるんだけど、柏市が先進的に何かをやっていたときに、その福祉の取組とかがほかの自治体に波及して行って、千葉県下に波及して行って、そういうふうに社会が、世の中って変わっていくと思うんです。やはり人口減少の課題だって、高齢化の課題だって、何十年も前は誰も言わなかったけども、やっぱり徐々にいろんなところへ取り上げてもらった。（私語る者あり）短く、すみません。それが広がっていくと思うので、私は1つ聞きたい。公的補助を柏市がする意義というのはありますか、ありませんか。

○次長兼高齢者支援課長 御指摘のとおり、例えば老眼鏡は普及してきたから、もうみんなが使っているということで、おっしゃるとおりで老眼鏡も出来始めた頃というのは非常に高額だったかと思います。かといって、じゃ高額な老眼鏡を使う方に補助をしているかということ、恐らく老眼鏡補助した過去実績はないかと思います。補聴器もおっしゃるとおり、まだ一般に普及していないがために、なおさら金額も高額になっているかと思います。ただ、補聴器に関して言うと、今様々な技術が進んできて、必ずしも補聴器でなくともその生活の難聴による不便さを解消する手だて、例えば今スマートフォンとか、スマートフォンのイヤホンなんかも非常に性能がよくなっていたりします。あるいは集音器でやるとか、様々なものが開発されていますので、もっと何か補聴器までじゃなくても、生活の不便を解消するものがあるのではないかなというふうに考えております。市としてその公的な補助をすることの意義というふうにおっしゃられますと、やはりお預かりしている大事な税金でございますので、その補助をする方、この補助は特定の方に補助をするという税金の使い方になりますので、その補助が効果があるかどうかということは慎重に判断すべきだと思いますし、ただ難聴の方への補助という点で言えば、補助の制度がないというわけではございませんので、当然先ほど障害福祉課から御紹介があったように、70デシベル以上の難聴の方に対しての補助は既にございます。ただ、そこまで行かない方の補助をどうするかというところの請願かとは思いますが、全く補助していない、本当にここまで必要な方には補助されているという実態がございますので、そここのところは単純に公費で補助すべきというのは、本当にお困りで生活に支障が大きい方については補助がある、補助すべきだし、されているというふうに認識しております。以上です。

○北村 よく分かります。最後に意見、ありがとうございます。そのとおりだと思います。税金もかかるから、やっぱりどういう優先順位でどこにというのは当然だと思います。だから、私もお金のかからないことで何か政策提言ができて、困っている人が救われるような提言ができればいいし、いつもお金がかからないやり方が、いつも考えているんですけど、やっぱりお金はかかってくるなと思います。ありがとうございました。理解しました。

○委員長 ほかに質疑並びに意見はございませんか。——なければ質疑並びに意見を終結いたします。

これより順次採決いたします。

---

- 委員長 まず、請願69号の主旨1について採決をいたします。  
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手同数であります。  
よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決しました。
- 

- 委員長 次に、請願69号の主旨2について採決をいたします。  
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手同数であります。  
よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決しました。
- 

- 委員長 次に、請願69号の主旨3について採決をいたします。  
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手同数であります。  
よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決しました。
- 

- 委員長 次に、請願69号の主旨4について採決をいたします。  
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手同数であります。  
よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決しました。
- 

- 委員長 以上で請願の審査を終了いたします。  
執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。
- 

- 委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。  
お諮りいたします。お手元の審査区分表に記載された調査項目について、閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
- 

- 委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
-



○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては正副委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 以上で本日の健康福祉委員会を閉会いたします。

午前 11 時 35 分閉会